

○安達澄君 無所属の安達澄と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今のながえさんの流れで、私もシンクタンクについてお聞きいたします。その質問から入ります。

第六十四条にあります特定重要技術の調査研究機関ということで、これ、政府の基準に適合すればそれを外部、法人に委託することができるというふうに規定をされています。

小林大臣は、そのシンクタンクについて、現時点ではまだイメージの段階として、新たなシンクタンクを立ち上げることは必要だとこれまで答弁をされています。また、シンクタンクは一朝一夕にできるものでもないというふうにおっしゃっています。

そこで、私の考えなんですけれども、例えば、今既にある、内閣府の中にありますシンクタンク、経済社会総合研究所、現在百三十九名が在籍しているそうですけれども、これをまずは活用しつつ発展的に再編するべきではないかと私は思います。

なぜか。一つは時間軸の問題です。既存の組織、知見、人材を活用する方が明らかに早いです。令和五年度立ち上げという今の目標を前倒しできます。

二つ目の理由は、集合知の強化並びに行政改革の観点です。新たに、しかも外部につくる、若しくは委託するのでは、ばらばら感が否めません。過去の委員会では、事例として、JSTのCRDSやNEDOのTSCではなかなか困難だとおっしゃっていましたが、それは困難で終わらせずに、ならば、それぞれの強みを集約、再編して国全体で集合知を強化する、産官学のパフォーマンスを効率よく最大化するという行革の観点からも既存の組織をうまく活用、発展するべきだと思うのですけれども、この点についての小林大臣の見解を伺います。

○国務大臣（小林鷹之君） このいわゆるシンクタンクの要件といたしまして、この法案に書き込んでいるんですけれども、先端的技術に関する内外の社会経済情勢等々の専門的な調査そして研究を行う能力を有すること、また先端的技術に関する内外の情報を収集、整理、保管する能力を有すること、また内外の科学技術に関する調査研究を行う機関等々その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること、情報の安全管理のための措置、これを適確に実施するに足る能力を有すること、こうした要件を、能力の要件というのを定めておきまして、当然これに適合する必要がございます。

その上で、この調査研究業務の具体的な委託先につきましては、この法案の規定、また会計法などの関係法令に基づきまして適切なプロセスを経て今後選定

することになりますので、現時点でこれはこうなりますということをお答えすることはちょっとできないということをお理解いただければと思います。

現在内閣府において実施している試行事業というものがございます。これ委託事業をさせていただいているんですが、その実績を踏まえつつ、令和五年度に本格的なシンクタンクを立ち上げられるように更に検討を進めてまいりたいと考えます。

○安達澄君 まさにこれからだというのであれば、私はやはりそれを外ではなく中につくる方がいいんじゃないかと思っています。

シンクタンクに求める機能の一つに、今もありましたけれども、関係機関や専門家と連携の上、先端技術に関する様々な情報を集約、整理、保管するハブとしての機能があります。この大事なハブの機能を外部、民間に任せて本当に大丈夫なのか、機能するのかというのが私の心配事でもあります。

なぜか。第六十四条の三項には、かいつまんで言うと、シンクタンクの求めに応じて関係行政機関の長は調査研究に必要な情報や資料の提供を行うことができるとなっています。できるということは、裏を返せば、しなくてもいいということじゃないかと思うんですね。こんな弱い法的根拠、権限で外部のシンクタンクが各省庁をガバナンスできるとは到底思えません。ハブ機能を持たせる、そしてガバナンスを強化するならば、少なくとも条文を、できるではなくて、しなくてはならないと規定するべきだと思います。

今、昨年九月に発足したデジタル庁もありますけれども、これも政府の機関でありながらなかなかガバナンスが利いていないようにも見受けられます。政府内の組織ですらそうですから、やはり外部になると、そのハブ機能、相当困難なんじゃないかということが予想されます。

昨年三月十九日のシンクタンク機能検討ワーキンググループの報告書では、こう指摘されています。行政は人事異動があるため継続的に関わることができない、ゆえに深い専門性に劣る、専門が細分化された個々の国立研究開発法人での対応は困難との指摘ですけれども、これ非常に悔しい指摘だと思うんですね。

仮にそれを、そうなんです、霞が関は人がころころ替わるんでできません、役所なので機動力もありません、だからシンクタンクは民間に任せますでは余りにお粗末だと思いますし、今回は経済安全保障という岸田政権の一丁目一番地です。今回ずばり指摘された霞が関の組織マネジメントとか人事システムの運用、これをしっかり改善して根本的なところから変えていく、前例を打破していく、そんな本質的な努力が求められていると思います。

小林大臣は、若きリーダーとしてこれからの日本を十年、二十年、三十年背負っていくお立場だというふうに考えています。外部委託ありきではなくて、ちゃ

んと機能するシンクタンクを内側につくるためにはどうすべきか、既存の組織では本当に駄目なのか、なぜ駄目なのか、少なくともその可能性は排除すべきではないと思いますけれども、今の私の考えに対する一言をいただければと思います。大臣からです。

○国務大臣（小林鷹之君） まず、先ほど申し上げたとおり、まだ具体的にどうするかというのを、今委託調査をやっている段階なので、必ず民間にしなきゃいけないとか、中の機関は駄目だとか、そういうことも決まってないので、そこは御理解いただきたいのと、あとは、済みません、六十四条の二項ですかね、委託することができるということなんですけど、しなければいけないというふうに書いてしまうと、それはもう政府としてそういうこの調査研究みたいなものを、その責任を放棄することになってしまいますので、できる規定にしています。

それとあと、仮に外部に委託したとしても、この同じ条の第四項に、その役員若しくは職員あるいはその職にあった者は、知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないということで、こうした守秘義務も掛かっておりますので、こうした規定を踏まえて、適切なシンクタンク、練り上げていきたいと思います。

○安達澄君 非常な重要な役割を果たすハブの機能ですから、是非大臣のリーダーシップを発揮してつくっていただきたいというふうに思います。

次の質問というか、もう最後になりますけれども、経済安全保障推進法の第三章の基幹インフラについてです。これ、政府参考人の方にお聞きします。

その重要設備の審査について、外航貨物、つまり船舶は対象なんですけれども、港湾は対象外になっています。空については、航空に加えて空港も対象です。

そこでお聞きしますけれども、国土交通省は港湾オペレーションのDX化を予算を付けて推進しているんですが、なぜその港湾が今回対象外になっているんでしょうか。

○政府参考人（三貝哲君） お答え申し上げます。

まず、本法案の対象事業といたしましては、国民生活及び経済活動の基盤となる役務の中でも特に国民の生存に必要不可欠で代替困難なもの、又は国民生活若しくは経済活動が依拠する役務でその利用を欠くことにより広範囲若しくは大規模な混乱等が生じ得るもの、これらを提供する事業のうち、規制対象とすべき事業者や規制対象とすべき設備が具体的に想定されるものを規制対象となり得る事業としております。

港湾等で使用される設備でございまして、その機能に支障が出た際に船舶による物流に影響が生じ得るものとしたしまして、航路標識、それから荷役機械、

海運業者等が港湾施設使用の許可をオンラインで申請するためのシステムと、こういったものが想定されるところでございます。

一方で、これらの設備は、国等の機関により調達されるものとしたしまして、例えば先ほど申し上げた航路標識でございますけれども、これらはIT調達に関する政府申合せに基づき必要な措置を講ずることとされております。また、他の設備等により代替可能なものであり、その機能が停止した場合でも港湾の役務の安定的な提供に大きな影響を及ぼすことが想定されないということで、例えば先ほども御紹介した荷役機械、それから港湾施設の使用許可システムと、こういったものが該当するというふうに考えております。

したがって、港湾が果たす役割は非常に重要ではございますが、現時点で規制対象とすべき設備が具体的に想定されないということで基幹インフラの対象事業に含めていないところでございます。

他方で、将来的な事業の拡大につきましては、予断を持ってお答えすることは困難ではございますが、本法案の成立後も、港湾のDX等の進展、これらを考えまして、必要な取組について不断に検討を進めてまいり所存でございます。

○安達澄君 終わります。ありがとうございました。